

ステップ5 農業技術の習得

1 農業技術担当者の設置と技術の習得

- 農業で安定した経営を行うには、生産管理技術と経営ノウハウが必要不可欠です。まずは、農業部門の設置や担当者の配置を行いましょう。
- 農業経験を有する自社社員を選定し、各種研修会等に積極的に参加して農業技術等の習得に努めましょう。外部から農業経験者や技術者を招へいすることも、技術等の習得に有効な方法です。

2 就農支援制度等を活用しましょう

県では、就農希望者を対象に農業知識や技術の習熟度に合わせて各種研修会の開催や各種支援を行っています。

自社社員の農業技術を得る場としての活用や農業技術者の育成を図るための新たな人材の雇用ができる制度などもあります。

① 技術指導や情報提供

県地域振興局・支庁（事務所を含む）の農政普及担当課（普及担当）では、地域における振興作目の収益性や栽培方法等の情報を提供するとともに、農業生産技術や農業経営に関する助言・指導を行っています。

また、経営開始後は、普及指導員による助言・指導が受けられます。

② 生産管理技術や経営について学べる研修

県立農業大学校（日置市）では、就農希望者に対する研修を行っています。

かごしま営農塾	{	・ 入門コース（夜間塾）：農業の基礎知識を講義で学ぶ ・ 就農支援研修：露地野菜等の栽培管理を講義・実習で学ぶ ・ 実践コース：聴講や栽培実習で就農後の技術向上を図る	}
---------	---	---	---

【問い合わせ先】 鹿児島県立農業大学校（電話：099-245-1074）

HPアドレス：http://www.pref.kagoshima.jp/ag25/nodai_hp.html

③ 雇用者の技術習得等を支援する制度

国は、農業法人等が労働環境を改善しつつ行う49歳以下の新規就業者への実践研修を支援しています。

【問い合わせ先】

一般社団法人鹿児島県農業会議（電話：099-286-5815）

ステップ6 機械・施設等の整備

農業経営を始めるには、農業機械や施設の整備に多額の投資が必要です。資金面、生産技術面、販売面など、無理のない規模での農業経営開始をお勧めします。

1 認定農業者になりましょう

(P20参照)

認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を目指して、自ら作成した農業経営改善計画（経営規模拡大や生産方式の合理化等の5年後の経営目標）を市町村等に認定された農業者のことです。

認定農業者になると、補助事業、低利融資制度、価格安定制度など多くの支援制度が活用できます。

企業等も認定農業者になると農業者と同様の支援を受けられます。

2 機械・施設等の整備支援

① 農地確保に対する支援

- ・ 参入を予定している市町村の農業委員会、農政担当課に御相談ください。
- ・ 市町村では、農村地域の高齢化等の課題を解決するため、「地域計画」を地域ごとの話し合いをもとに作成します(P23参照)。是非、参入を検討する地域において「農業を担う者」に位置付けられることをおすすめします。

② 農地整備・改良に対する助成

- ・ 簡易な基盤整備に対する助成制度があります。(P24参照)

③ 農業機械・施設整備に対する助成

(P43参照)

- ・ 農業機械の購入に対する助成制度があります。
- ・ 園芸用ハウス等の施設整備に対する助成制度があります。

④ 低利融資制度の活用

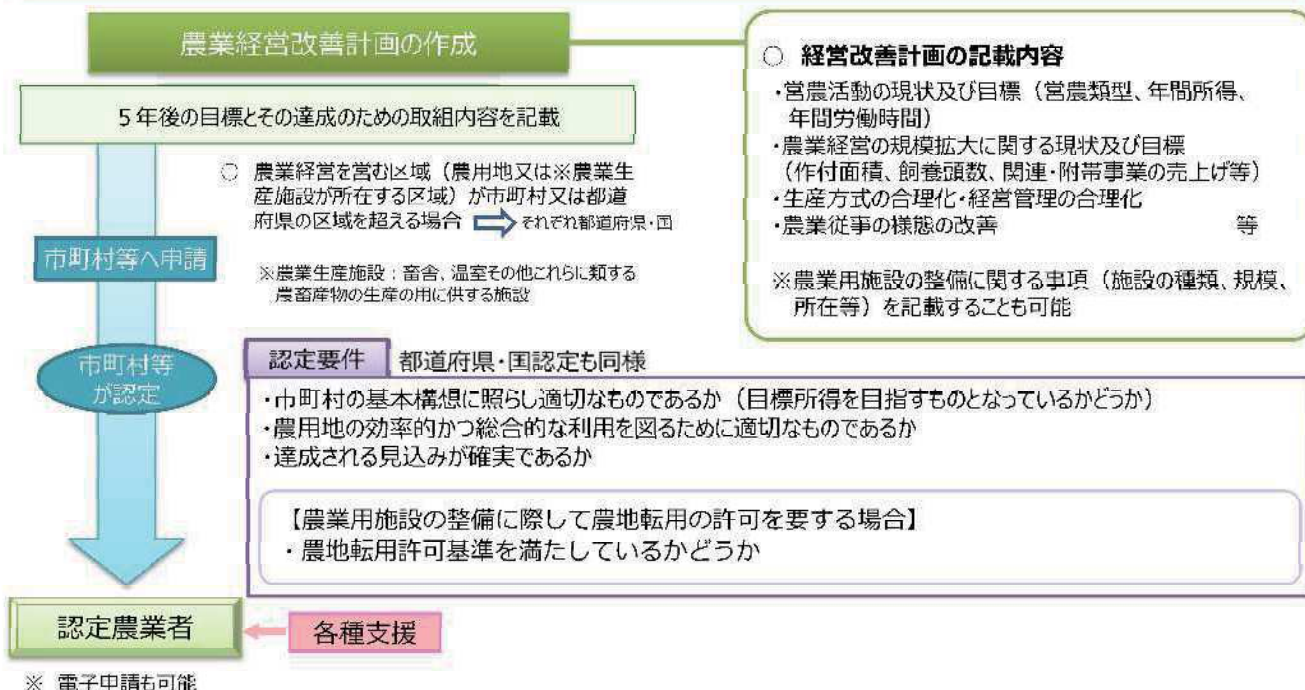
(P56参照)

- ・ 農機具の購入、施設の整備、農地の改良、家畜の購入、運転資金等に活用できる無利子や低利の融資制度があります。

*** 各助成制度、低利融資制度には、それぞれ利用できる対象者等の要件がありますので、活用にあたっては参入予定の市町村や金融機関等に御相談ください。**

(参考4) 認定農業者制度

- 担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、農業経営基盤強化促進法（1993年制定）に基づく認定農業者制度を創設。
- 農業者が市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して支援措置を講じようとするもの。



認定農業者等に対する主な支援措置

経営所得安定対策	・ 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策） ・ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ対策） 支援対象：認定農業者、集落営農、認定新規就農者	・ 麦・大豆等のコスト割れの補填 ・ 米・麦・大豆等の収入減少に対するセーフティネット
融資	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） 支援対象：認定農業者	経営改善のための長期低利融資（農地、施設・機械などの取得に必要な資金及び長期運転資金）。
補助金	農地効率化等支援交付金 支援対象：地域計画のうち目標地図に位置づけられた者等	融資を活用して農業用機械等を導入する際、融資残について国庫補助。
税制	農業経営基盤強化準備金制度 支援対象：青色申告を行う認定農業者及び認定新規就農者等	経営所得安定対策等の交付金を積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入。 さらに5年以内にこの積立金を取り崩して、農地や農業用機械、農業用建物等を取得した場合に圧縮記帳が可能。
農業者年金	農業者年金の保険料支援（特例付加年金） 支援対象：39才までに加入し、農業所得が900万円以下の青色申告を行う認定農業者及び認定新規就農者等	月額2万円の保険料のうち1万円～4千円/月の国庫補助（最大20年）。

(様式第1号)

農業経営改善計画認定申請書

年 月 日

	市町村長 殿
	鹿児島県知事 殿
	九州農政局長 殿
	農林水産大臣 殿

申請者	住所		連絡先	
	フリガナ		フリガナ	
	個人・法人名		代表者氏名 (法人のみ)	
	生年月日・ 法人設立年月日		法人番号	

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づき、次の農業経営改善計画の認定を申請します。

農 業 経 営 改 善 計 画													
①農業経営体の営農活動の現状及び目標													
(1) 営農類型													
現 状						目 標 (年)							
☐ 稲作 ☐ 麦類作 ☐ 雑穀・いも類・豆類 ☐ 工芸農作物 ☐ 露地野菜 ☐ 施設野菜 ☐ 果樹類 ☐ 花き・花木 ☐ その他の作物 () ☐ 複合経営						☐ 稲作 ☐ 麦類作 ☐ 雑穀・いも類・豆類 ☐ 工芸農作物 ☐ 露地野菜 ☐ 施設野菜 ☐ 果樹類 ☐ 花き・花木 ☐ その他の作物 () ☐ 複合経営							
☐ 酪 農 ☐ 肉用牛 ☐ 養 豚 ☐ 養 鶏 ☐ 養 蚕 ☐ その他の畜産 ()						☐ 酪 農 ☐ 肉用牛 ☐ 養 豚 ☐ 養 鶏 ☐ 養 蚕 ☐ その他の畜産 ()							
(2) 農業経営の現状及びその改善に関する目標													
		現 状		目 標 (年)				現 状		目 標 (年)		主たる従事者の人数	人
年間所得		万円		万円		年間労働時間		時間		時間			
主たる従事者1人 当たりの年間所得		万円		万円		主たる従事者1人 当たりの年間労働時間		時間		時間			
②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標													
(1) 生産										(2) 農畜産物の加工・販売その他の 関連・附帯事業 (売上げ)			
作目・部門名 (耕 種)	現 状		目 標 (年)		作目・部門名 (畜 産)	現 状		目 標 (年)		事 業 内 容	現 状	目 標 (年)	
	作付面積 (a)	生産量	作付面積 (a)	生産量		飼養頭数 (頭、羽)	生産量	飼養頭数 (頭、羽)	生産量				
											万円	万円	
											万円	万円	
											万円	万円	
											万円	万円	

(3) 農用地及び農業生産施設												
ア農用地						イ農業生産施設						
区 分	所在地		地 目	現 状 (a)	目 標 (年) (a)	種 別	所在地		規 模			
	都道府県名	市町村名					都道府県名	市町村名	現 状		目 標 (年)	
									棟	m ²	棟	m ²
所有地												
借入地												
その他												
経 営 面 積 合 計						経 営 面 積 合 計						
③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置						④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置						
⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置						⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置						

(参考) 経営の構成

(1) 構成員・役員								(2) 雇 用 者					
氏 名 (法人経営にあっては役員 の氏名)	年 齢	性 別	代表者との 続柄(法人経 営にあって は役職)	現 状		見通し (年)		常時雇 (年間)	実 人 数	現 状	人	見通し	人
				担当業務	主たる 年間農業 従事時間	担当業務	主たる 年間農業 従事時間						
			(代表者)						延べ人数	現 状	人	見通し	人

(様式第2号)

農業経営改善計画の認定に係る個人情報取り扱いについて

以下の個人情報の取り扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取り扱いの確認」欄に署名願います。

鹿児島県は、農業経営改善計画（以下、「改善計画」という。）の認定に際して得た個人情報について、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。

また、鹿児島県は、本認定業務のほか、人・農地プラン等の作成・見直し、農業委員会委員の任命、農業協同組合の理事等その他の経営改善等に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する場合があります。

このほか、改善計画の実施状況等についても、指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する必要があります。

提供する情報の内容	①認定農業者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名） 情報の内容及び年齢、②住所、③改善計画の認定の有効期 間、④改善計画の内容、⑤改善計画の実施状況 等
情報を提供する関係機関（鹿児島県内）	鹿児島県、市町村、地域農業再生協議会、県農業会議、農 業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、土地改良 区、農地利用改善団体、県農地中間管理機構、株式会社日 本政策金融公庫鹿児島支店、かごしま農業経営・就農支援 センター、県農業労働力支援センター、鹿児島県農業・農 村振興協会 等

個人情報情報の取り扱いの確認

「個人情報情報の取り扱い」に記載された内容について同意します。

氏名 (法人名・代表者名)

田 月 年 和 令

「農業用機械等の名称」欄には、生産方式の合理化のために、取得する予定の農業用の機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェア等を記載する。

(②「(3)農用地及び農業生産施設」に記載しているものは記載不要。)

この別紙については、県で現状を記載するように編集しているため、国への申請に使用することはできません。

(参考5) 地域計画

「地域計画」は、地域のみなさんの話し合いにより策定される「地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図」です。令和7年度以降は、地域計画の実現に向けて、協議の場に積極的に参加し、具体的な取組を進めていきましょう。

1 地域計画の内容

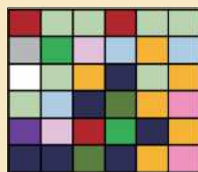
「地域計画」には、

- (1) 地域農業の将来の在り方
将来的にどの作物の生産を振興するか、どのような産地形成を図るか等
- (2) 農用地の利用目標
農用地の集団化（集約化）の進め方など農用地の利用方針等
- (3) 目標達成のための措置
農地集積の取組、多様な経営体の確保・育成方針等
- (4) 目標地図（※）
農業を担う者毎に利用する農用地等を定めて地図上に表示
を取りまとめます。

※ 目標地図は、農地一筆毎に、将来（10年後）、誰が耕作するか地図化したものです。

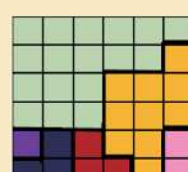
農業に参入する企業等の意向が、目標地図に反映されるためには、各市町村担当課に相談の上、地域での話し合い等へ参加することが大切です。

【現況地図】



農地毎に将来の
受け手への集約
化をイメージ

【10年後の目標地図】



2 集落や地域での話し合いに参加しましょう

「地域計画」は、

- ① 農地の貸し手と受け手の意向調査（農業委員等）
- ② 意向調査を基にした目標地図素案の作成（市町村農業委員会）
- ③ 関係者による協議（市町村、関係機関、地域リーダー等）
- ④ 地域での話し合い などを経て市町村が策定します。

地域での話し合いには、

経営主だけでなく、女性や青年も含め、新規就農者、新規参入者（農業法人、企業等）など多くの人が参加し、担い手や農用地、地域農業のあり方などについて、話し合います。

話し合いの日程・場所はあらかじめ公表されますので、積極的に参加しましょう。

地域計画は、様々な関係者の話し合いにより今後もブラッシュアップされますので、各段階の関係者（市町村農業委員会、市町村農政担当課、地域リーダー等）に参入する企業等の意向を適切に伝えておくことが重要です。

(参考6) 農地耕作条件改善事業の概要

令和7年1月時点

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

<事業目標>

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

地域の多様なニーズに応じて、以下の1～6を支援します（1～6は組み合わせることが可）。

- 1. 農地集積促進**
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援します。
- 2. 高収益作物転換**
高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設の設置等の高収益作物への転換に必要な取組を支援します。
- 3. スマート農業導入**
スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。
- 4. 病害虫対策**
農地の土層改良や排水対策等の病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援します。
- 5. 水田貯留機能向上**
水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援します。
- 6. 土地利用調整**
多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援します。

※地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能

※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能

（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

※下線部は拡充内容

【実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善への支援



高収益作物への転換に向けた支援



スマート農業導入への支援



「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策への支援



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

基盤整備がしたい（定率助成）

○ ハード事業

- ① 農業用排水施設
- ② 暗渠排水
- ③ 土層改良
- ④ 区画整理
- ⑤ 農作業道等
- ⑥ 農地造成
- ⑦ 農用地の保全
 - ①から⑥以外の農用地の改良又は保全のために必要な整備
- ⑧ 営農環境整備支援
- ⑨ スマート農業導入支援
- ⑩ 管理省力化支援

他

○ ソフト事業

- ① 先進的省力化技術導入支援
- ② 品質向上支援

他

○ きめ細やかな耕作条件の改善



畦畔除去



暗渠排水



土層改良



自動給水栓

※ 資料の補助率「1/2以内」は、中山間地域は55%以内、奄美は60%以内となります。

※ 上記メニューの他、事業費に対する50%の一定割合の支援を受け、農業者の自力施行を活用して実施する定額助成の支援もあります。

耕作放棄地を解消して利用したい

支援メニュー

営農環境整備支援

- 解消のための簡単な整備（障害物除去，除礫，深耕，整地）や農作物被害防止（鳥獣害防止柵等）に係る工事費を助成します。



障害物除去



深耕



土壌改良

維持管理の省力化やスマート農業に取り組みたい

支援メニュー

管理省力化支援，スマート農業導入支援 他



自動給水栓（栃木）



GNSS基地局



トラクタへのシステム導入



自動操舵

- ICTほ場水管理システムや農業用水のパイプライン化等などの水管理労力の省力化やスマート農業の導入に必要な整備の支援

※ 農地耕作条件改善事業は，農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて，地域の多様なニーズに応じた耕作条件の改善等の整備を支援する事業です。

※ 実施地域が地域計画の策定区域となっており，事業主体が市町村となることから，事業導入に際しては，事前に市町村の農業農村整備担当課への相談をするようにしてください。